

第 73 回 愛知県河川整備計画流域委員会 議事抄録

< 豊川下流圏域（第 1 回） >

日時：令和 2 年 12 月 23 日（水）

10 時 00 分～11 時 00 分

場所：愛知県本庁舎 正庁

◇議題

豊川下流圏域（第 1 回）

- 河川及び流域の概要について
- 質疑

◇質疑応答（豊川下流圏域（第 1 回））

【委員】

P46 の小坂井大橋の BOD が大きくぶれて、最大値は 75% 値の 4 倍ぐらいの値となっている。この原因は何か。

また、「環境基準に当てはめると A 類型以下となっている」という表現は使わず、「A 類型相当である」という表現の方がよい。

【事務局】

BOD の値のぶれについては確認し、わかり次第報告したいと思う。

A 類型以下の表現については、修正する。

【委員】

残っている堰の整備や撤去についてどのように考えているのか。

【事務局】

朝倉川の堰は現在取水されているが、河床が高い位置に設置されているので堰を改築し河床を下げることを検討している。

善光寺川の堰は使用されていなかったため、豊川市により撤去されている。

【委員】

もともと持っている許可水利権に拘泥するために堰が残っているような状況になっていないかなどを考慮しながら、撤去するか機能を確保するかを整理する必要がある。

【事務局】

使っている堰と使っていない堰があり、豊川用水の受益区域でもあるので、このあたりを整理している状況である。

【委員】

老朽化して改善する話と、利水の合理化で必要なくなっているのに残されているものがあると思うので、このあたりの見極めが大事だと思う。

**【委員】**

豊川水系は渇水が多く安定して取水ができていない。設楽ダムが運用が安定的に始まって取水できるようになれば地元の農業者と水利権についてよく相談していただければと思う。

河床が高いので下げるのは治水的に大事なことであるが、この場合取水は堰上げの自然流下で対応できるのか、ポンプが必要なのか。維持管理に影響するのでこのあたりをしっかりと調整してほしい。

**【委員】**

堰の管理者の方々と一度協議していただき、撤去の可能性について整理していただければと思う。

**【委員】**

P44 コンクリート護岸が概ね整備されているのがよく、植物が繁茂していることは問題のように読み取れる。植物と河川整備をどのように進めていくのか見解を教えてください。

P49 の「オオカナダモが異常繁茂した場合に除去などが必要」とあるが、異常繁茂した時は遅いので見つけたら適宜とるとか、地域住民にとってもらうようにする等と記載した方がよい。

**【事務局】**

コンクリート護岸が概ね整備されているという書き方と、それ以外の書き方について温度差があるため、記載内容を修正する。

オオカナダモ等の異常繁茂した場合の記載内容も修正する。

**【委員】**

P32 浸水実績は善光寺川以外最近ほとんど被害がないが、河川整備や排水機場の整備で被害がなくなってきたのか。

**【事務局】**

善光寺川の被害は統計上載っていないが、報告されているので表に記載している。この地域に雨があまり降っていないので他の河川の被害はなく、極端に流下能力が小さい善光寺川が毎年のように農地への湛水とか道路冠水が生じている。

**【委員】**

P24 に神田川で「落差工を境に整備状況が異なり、下流側において流下能力が不足している」とあるが、どういうことが原因なのか。

**【事務局】**

落差工の下流側も整備されているが、河川断面を見ると河床の高さが少し高い状況にある。また、水衝部の外側だけ整備されて内側等が整備されていないこともあり流下能力がない状況となっている。

**【委員】**

当初の整備の仕方がよくなかったということか。

**【事務局】**

落差工より上流は災害を契機に改修しており、上流の確率の方が少し大きくなっている。

**【委員】**

上流を先に整備してしまったということか。

**【事務局】**

P36に「昭和60年規模河川改修工事より1.5k～3.4kの区間で年超過確率1/30相当に改修している」とあるが、1/30相当の改修に向けて整備しているが、実際は暫定の改修しかされていない。そのため下流側は上流に比べて流下能力がない状況となっている。

**【委員】**

善光寺川の周辺の道路で浸水が多いということだが、周辺の土地利用の規制がどうなっているのか。この辺りは土地利用の規制を厳しくし、河川の負担を少なくすることも検討してもよいと思う。

神田川に霞堤があるとのことだが、現在この霞堤は利用されているのか。利用されているのであれば貯水能力はどれくらいで、河川の洪水防止にどれくらい役立つのか説明してほしい。

河川改修方法であるが、周辺が農地であれば河道を拡げやすいが、市街地から近いところであれば親水護岸などを整備してほしいと思うが、このあたりの考え方はどうなっているのか。

**【事務局】**

土地利用の規制についてはまだ整理しきれていないので、整理したいと思う。

霞堤は、豊川の霞堤であり豊川の流量が堤防を越えたら霞堤を超えて霞地区に入っていく。神田川の堤防も低い状態であるため、神田川の方にも遡上していく。そのため神田川の流下能力に寄与するのではなく、豊川本川の流下能力に寄与する霞堤である。

流下能力がない箇所での河川整備は、あふれても問題ないところは整備を行わず、そのままにするか環境対策、景観対策等を考えている。流下能力が劣り、宅地浸水や道路への影響がある地区に対しての整備はこれから考えていく。

**【委員】**

この流域における水害で国指定や県指定の文化財の被害が実際にあり得るか。また豊川市や豊橋市の指定の文化財が流域にあるのか。

水害以外に地震の被害もあり19世紀半ばの東海地震や1945年の三河地震に近接した場所にあるが、将来の地震に備えた河川整備について教えてほしい。

**【事務局】**

浸水と文化財の関係や地震との関係については、まだ整理していない。文献があったら報告させていただく。

**【委員】**

河川と文化財の位置関係は、等高線図を入れた図に分布図を作り、浸水被害の恐れが少ないところの文化財と高いところの文化財を区別しておくことができると思う。

**【事務局】**

等高線や高さがわかるような図を作成したいと思う。

[了]